

★ ライセンサーとライセンシーとの条項の解釈による紛争を未然に防止する！

セミナーNo.405102

★ 実務に沿った実践的なドラフティングの指針を提供します！



医薬品ライセンス契約の ドラフティングと紛争回避・解決のポイント

●日 時: 2024年5月16日(木) 10:30～16:00 ●聴講料: 1名につき 55,000円(消費税込、資料付)
●会 場: Zoomを使用したLive配信セミナーです。 [1社2名以上同時申込の場合のみ1名につき49,500円(税込)]
勤務先やご自宅のパソコンでご視聴ください。 [大学、公的機関、医療機関の方には割引制度(アカデミック価格)があります。]

●講 師: (株)渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 弁護士(パートナー) 伊藤 晴國 氏
専門分野: 知的財産、ライセンス、紛争解決

◆習得できる知識◆: ・ライセンスの理論
・医薬品ライセンス契約のポイントと一般の実務
・医薬品ライセンスにおける典型的な紛争原因とその予防方法
・準拠法条項のポイント
・紛争解決条項のポイント
・ICC仲裁手続の概要

【講演主旨】

本講ライセンス契約は製薬業界における典型的な契約類型ですが、ライセンサーとライセンシーとの先鋭的な利害対立に由来する諸々の論点があり、条項の解釈をめぐって当事者間に紛争が生じることも少なくありません。

本セミナーでは、まず第1部において、一般的な英文ライセンス契約に含まれる典型条項(ただし、紛争関連条項は第2部に回します。)に関する基本的な考え方を解説すると共に、製薬業界の実務に沿った実践的なドラフティングの指針を提供いたします。

次に第2部においては、ライセンス契約に関する紛争について、①それをできる限り未然に防ぐためのヒントや方策、及び、②契約準拠法や紛争解決に関する定めなど、いざ紛争が発生した場合に備えるための契約条項のドラフティングに関する留意点について解説します。さらに、③実際に紛争が発生した場合にどのような手続が行われることになるかを知らいただくために、例として、国際商業会議所(ICC)の仲裁規則に基づく仲裁手続の流れを概説いたします。

第1部 医薬品ライセンス契約の ドラフティングのポイント

- ・知的財産ライセンスの本質
- ・許諾範囲
- ・許諾技術の実施確保
- ・ガバナンス
- ・経済的条件
- ・知的財産権の取扱い
- ・表明保証
- ・秘密保持
- ・譲渡・支配権の変動
- ・契約期間・解約

第2部 医薬品ライセンス契約の 紛争回避・解決のポイント

- ・国際契約紛争に対する予防と準備
- ・紛争関連条項のポイント
- ・国際契約紛争の手続－ICC仲裁手続

セミナー申込書

「医薬品ライセンス」セミナー

No.405102 5/16

・申込書に必要事項をご記入の上、FAX(03-5436-5080)にてお申込みください。

・ホームページからも申込できます。 <https://www.gijutu.co.jp/>

会社名	事業所・事業部		
住所	〒		
TEL	FAX		
	所属部課	氏名(フリガナ)	E-mail
受講者1			
受講者2			
今後ご希望しない案内方法に×印をしてください(現在案内が届いている方も再度ご指示ください) [郵送(宅配便)・FAX・e-mail]			
個人情報の利用目的			
・セミナーの受付、事務処理、アフターサービスのため			
・今後の新商品、新サービスに関するご案内のため			
・セミナー開催、運営のため講師へもお知らせいたします			



TECHNICAL INFORMATION INSTITUTE CO.,LTD.

申込専用FAX 03-5436-5080

●申込方法

1. 申込書が届き次第、請求書・聴講券・会場案内図をお送りいたします。
2. お申し込み後はキャンセルできません。
受講料は返金いたしませんので、ご都合の悪い場合は代理の方がご出席ください。

3. 申込み人数が開催人数に満たない場合等、状況により中止させて頂く場合がございます。
4. 定員になり次第、申込みは締切となります